

障害児相談支援

検査基準

—令和6年4月1日適用—

<根拠法令等>

「児福法」＝児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）

「厚労令29」＝児童福祉法に基づく事業の人員および運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

「平30厚労告116」＝児童福祉法に基づくサービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成30年3月22日厚生労働省告示第116号）

「平24厚労告126」＝児童福祉法に基づくサービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）

「平27厚労告181」＝児童福祉法に基づくサービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年3月27日厚生労働省告示第181号）

「平24厚労告225」＝サービスの提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）

「障発0330第16通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援および基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

「障発0330第23通知」＝児童福祉法に基づく事業の人員および運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第1 基本方針	(1) 事業は、障害児または保護者（以下「障害児等」）の意思および人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。	児福法第24条の30 厚労令29第2条第1項	
	(2) 事業は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	厚労令29第2条第2項	
	(3) 事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	厚労令29第2条第3項	
	(4) 事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類または障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。	厚労令29第2条第4項	
	(5) 事業者は、区、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善および開発に努めているか。	厚労令29第2条第5項	
	(6) 事業者は、障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（以下、「インクルージョン」）の推進に努めているか。	厚労令29第2条第6項	
	(7) 事業者は、自らその提供するサービスの評価を行い、常に改善を図っているか。	厚労令29第2条第7項	
	(8) 事業者は、当該事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行い、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じているか。	厚労令29第2条第8項	
	(9) 事業者は、サービスの終了に際して、障害児またはその家族に対して適切な援助を行い、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。	厚労令29第2条第9項	

第2 人員に関する基準			
1 従業者	<p>(1) 事業者は、事業所ごとに専従の相談支援専門員を1人以上置いているか。 (ただし、サービスの業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務または他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。)</p> <p>(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、対象保護者等の数が35またはその端数を増すごとに1としているか。</p> <p>(3) (2)に規定する対象保護者の数は、前6月の平均値としているか。 (ただし、新規指定を受ける場合は、推定数とする。)</p> <p>事業者は、以下の要件を全て満たす場合、事業所に相談支援員（当該事業所に専従する者であって社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するもの）を置くことができる。この場合、当該事業者は、当該相談支援員を、指定地域相談支援もしくは指定計画相談支援の事業を行う事業所または指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(1) 当該事業所が機能強化型障害児支援利用援助費または機能強化型継続障害児支援利用援助費の算定要件を満たしていること。</p> <p>(2) 主任相談支援専門員（指定を受けた当該事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導および助言が行われる体制が確保されていること。</p> <p>前項の規定により相談支援員を置く場合における第11条、第15条第1項第1号、第2項第1号から第8号までおよび第3項、第15条の2、第18条、第20条第1項から第3項まで、第23条第1項並びに第26条第1項および第2項の規定の適用について、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員または相談支援員」と読み替える。</p>	<p>児福法第24条の31第1項 厚労令29第3条 障発0330第23通知第二の1(1) 平24厚労告225</p> <p>厚労令29第3条第2項</p> <p>厚労令29第3条第3項</p>	
2 管理者	<p>事業者は、事業所ごとに専従の管理者を置いているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。)</p>	<p>厚労令29第4条 障発0330第23通知第二の1(2)</p>	
3 従たる事業所に関する特例	<p>(1) 事業者は、事業所における主たる事業所（以下「主たる事業所」）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができるが、以下の要件を満たしているか。</p> <p>ア 人員および設備に関する基準 (ア) 専従の従業者が1人以上確保されていること。 (イ) 主たる事業所と従たる事業所との間がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障が無いこと。 (ウ) 障害児等の支援に支障がない場合、基準に定める設備の全部または一部を設けないこととして差し支えないこと。</p> <p>イ 運営に関する要件 (ア) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。 (イ) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要時には、主たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること。 (ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 (エ) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 (オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われ、会計が一元的に管理されていること。</p> <p>(2) 従たる事業所を設置する場合、主たる事業所および従たる事業所の従業員のうちそれぞれ1人以上は、それぞれの事業所の専従の相談支援専門員となっているか。</p>	<p>厚労令29第4条の2第1項</p> <p>障発0330第23通知第二の1(3)</p>	
		<p>厚労令29第4条の2第2項</p>	

第3 運営に関する基準			
1 内容および手続の説明および同意	<p>(1) 事業者は、対象保護者がサービスの利用申込を行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用申込者との間で当該サービスの提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、下記項目を記載した書面を交付しているか。</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供するサービスの内容</p> <p>ウ 当該サービスの提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ サービスの提供開始年月日</p> <p>オ サービスに係る苦情受付窓口</p> <p>なお、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。</p>	<p>児福法第24条の31第2項 厚労令29第5条第1項 障発0330第23通知第二の2(1)</p> <p>厚労令29第5条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発0330第23通知第二の2(1)</p>	
2 契約内容の報告等	<p>(1) 事業者は、サービスの利用に係る契約をしたときは、その旨を区に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを区に対し遅滞なく提出しているか。 また、計画の実施状況の把握(モニタリング(障害児についての継続的な評価含む))の結果(以下「モニタリング結果」)について以下の場合その他必要な場合に区に報告しているか。</p> <p>ア 支給決定の更新や変更が必要となる場合</p> <p>イ 障害児の生活状況の変化から、児福法第6条の2の2第9項に規定する厚生労働省令で定める期間(以下「モニタリング期間」)の変更が必要な場合</p> <p>ウ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合</p>	<p>厚労令29第6条第1項 障発0330第23通知第二の2(2)</p> <p>厚労令29第6条第2項 障発0330第23通知第二の2(2)</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 また、提供を拒んだ場合は以下の正当な理由に限っているか。</p> <p>(1) 定員超過の場合。</p> <p>(2) 対象障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。</p> <p>(3) 運営規程に主たる対象障害の種類を定めている場合、該当しない者から利用申込があった場合。</p> <p>(4) その他利用申込者および対象障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合。</p>	<p>厚労令29第7条 障発0330第23通知第二の2(3)</p>	
4 サービス提供困難時の対応	<p>事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者および対象障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難である場合、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>厚労令29第8条 障発0330第23通知第二の2(4)</p>	
5 受給資格の確認	<p>事業者は、サービスの提供を求められた場合、提示された通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 なお、事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する障害児支援利用計画案提出依頼書によって、区から依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめているか。</p>	<p>厚労令29第9条 障発0330第23通知第二の2(5)</p>	
6 通所給付決定の申請に係る援助	<p>事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>厚労令29第10条 障発0330第23通知第二の2(6)</p>	

7 身分を証する書類の携行	事業者は、当該事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 また、当該事業所の名称、当該相談支援専門員の氏名の記載があるか。	厚労令29第11条 障発0330第23通知第二の2(7)	
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	(1) 事業者は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、対象保護者から当該サービスにつき児福法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えているときは、当該現にサービスに要した費用の額）の支払を受けているか。	厚労令29第12条第1項 障発0330第23通知第二の2(8) ①	
	(2) 事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問してサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額（実費）の支払を対象保護者から受けているか。	厚労令29第12条第2項 障発0330第23通知第二の2(8) ②	
	(3) 事業者は、(1)および(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った対象保護者に対し交付しているか。	厚労令29第12条第3項 障発0330第23通知第二の2(8) ③	
	(4) 事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、対象保護者に対し、その額について説明を行い、対象保護者の同意を得ているか。	厚労令29第12条第4項 障発0330第23通知第二の2(8) ④	
9 利用者負担額に係る管理	事業者は、サービスを提供している対象保護者に係る障害児が当該サービスと同一の月に受けた指定通所支援につき児福法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 また、この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を区に報告するとともに、当該対象保護者および当該対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	厚労令29第13条 障発0330第23通知第二の2(9) 障発0330第16通知第四の3	
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 事業者は、法定代理受領によりサービスに係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、対象保護者に対し、当該対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。	厚労令29第14条第1項 障発0330第23通知第二の2(10) ①	
	(2) 事業者は、8(1)の法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を対象保護者に対して交付しているか。	厚労令29第14条第2項 障発0330第23通知第二の2(10) ②	

<p>1 1 サービスの具体的取扱方針</p>	<p>(1) サービスの方針は、第1に規定する基本方針に基づき、以下によるものとなっているか。</p>		
	<p>ア 管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>厚労令29第15条第1項第1号 障発0330第23通知第二の2 (11) ①</p>	
	<p>イ サービスの提供に当たり、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思を摘る限り尊重するための配慮をしているか。</p>	<p>厚労令29第15条第1項第2号 障発0330第23通知第二の2 (11) ②</p>	
	<p>ウ サービスの提供に当たり、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行い、障害児またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明し、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うものとしているか。</p>	<p>厚労令29第15条第1項第3号 障発0330第23通知第二の2 (11) ③</p>	
	<p>(2) サービスにおける利用援助の方針は、第1に規定する基本方針および(1)に規定する方針に基づき、以下によるものとなっているか。</p>		
	<p>ア 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たり、障害児の年齢および発達程度に応じてその意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第1号 障発0330第23通知第二の2 (11) ④</p>	
	<p>イ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たり、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第2号 障発0330第23通知第二の2 (11) ⑤</p>	
	<p>ウ 相談支援専門員は、計画の作成に当たり、障害児の日常生活全般を支援する観点およびインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、他の福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第3号 障発0330第23通知第二の2 (11) ⑥</p>	
	<p>エ 相談支援専門員は、計画の作成の開始に当たり、サービスの選択に資するよう、当該地域の指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児またはその家族に対して提供しているか。特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏った情報を提供することや、障害児等に選択させることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる障害児支援利用計画案を最初から提示していないか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第4号 障発0330第23通知第二の2 (11) ⑦</p>	
	<p>オ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たり、適切な方法により、障害児について、心身の状況、置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第5号 障発0330第23通知第二の2 (11) ⑧</p>	
	<p>カ 相談支援専門員は、アセスメントに当たり、障害児の居宅を訪問し、障害児およびその家族に面接しているか。この場合、面接の趣旨を障害児およびその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第6号 障発0330第23通知第二の2 (11) ⑨</p>	
	<p>キ 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、アセスメントにより把握された課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標およびその達成時期、種類、内容、量、提供の留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第7号 障発0330第23通知第二の2 (11) ⑩</p>	
	<p>ク 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、児福法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該計画案の内容について、利用者に対して説明し、文書により同意を得ているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第8号 障発0330第23通知第二の2 (11) ⑪</p>	
	<p>ケ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該計画案を障害児等に交付しているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第9号 障発0330第23通知第二の2 (11) ⑫</p>	

	<p>コ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行い、サービス担当者会議（テレビ電話装置等」の活用含む）の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第10号 障発0330第23通知第二の2（11）⑬</p>	
	<p>サ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、利用者に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第11号 障発0330第23通知第二の2（11）⑭</p>	
	<p>シ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該計画を利用者および担当者に交付しているか。</p>	<p>厚労令29第15条第2項第12号 障発0330第23通知第二の2（11）⑮</p>	
	<p>（3）サービスにおける指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針（1）および（2）に規定する方針に基づき、以下によるものとなっているか。</p>		
	<p>ア 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」）を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p>	<p>厚労令29第15条第3項第1号 障発0330第23通知第二の2（11）⑯</p>	
	<p>イ 相談支援専門員は、モニタリングに当たり、障害児およびその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的にを行い、モニタリング期間ごとに居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p>	<p>厚労令29第15条第3項第2号 障発0330第23通知第二の2（11）⑰</p>	
	<p>ウ 障害児支援利用計画を変更した際に、（2）のアからキまでおよびコからシまでに準じて取り扱っているか。</p>	<p>厚労令29第15条第3項第3号 障発0330第23通知第二の2（11）⑱</p>	
	<p>エ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児が居宅で日常生活を営むことが困難となったと認める場合または指定障害児入所施設等への入所または入院を希望する場合、入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p>	<p>厚労令29第15条第3項第4号 障発0330第23通知第二の2（11）⑲</p>	
	<p>オ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所または退院しようとする障害児またはその家族から依頼があった場合には、居宅での生活へ円滑に移行できるよう、予め、必要な情報の提供および助言を行う等の援助を行っているか。</p>	<p>厚労令29第15条第3項第5号 障発0330第23通知第二の3（11）㉔</p>	
	<p>カ 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、置かれている環境、障害児等の選択およびインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供および助言を行う等の援助を行っているか。</p>	<p>厚労令29第15条第3項第6号 障発0330第23通知第二の3（11）㉕</p>	
11の2 テレビ電話装置の活用	<p>相談支援専門員は、以下の要件を全て満たす場合、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメントまたはモニタリングに係る面接を行うことができる。</p>	<p>厚労令29第15条の2 障発0330第23通知第二の3（12）①</p>	
	<p>（1）当該アセスメントまたはモニタリングに係る障害児が児童福祉法に基づくサービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める地域に居住し、かつ、事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離があること。</p>	<p>障発0330第23通知第二の3（12）②</p>	
	<p>（2）当該面接を行う日の属する月の前月または前々月に、当該障害児の居宅等を訪問してアセスメントまたはモニタリングに係る面接を行ったこと。</p>	<p>障発0330第23通知第二の3（12）②</p>	
1 2 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	<p>事業者は、障害児等が他の事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画およびその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<p>厚労令29第16条 障発0330第23通知第二の2（12）</p>	

13 対象保護者に関する区への通知	事業者は、サービスを受けている対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	厚労令29第17条 障発0330第23通知第二の2（13）	
14 管理者の責務	（1）事業所の管理者は、当該事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	厚労令29第18条第1項 障発0330第23通知第二の2（14）	
	（2）事業所の管理者は、当該事業所の相談支援専門員その他の従業者に第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	厚労令29第18条第2項 障発0330第23通知第二の2（14）	
15 運営規程	事業者は、事業所ごとに、以下の重要事項に関する運営規程を定めているか。	厚労令29第19条 障発0330第23通知第二の2（15）	
	（1）事業の目的および運営の方針		
	（2）従業者の職種、員数および職務の内容		
	（3）営業日および営業時間		
	（4）サービスの提供方法、内容および対象保護者から受領する費用およびその額		
	（5）通常の事業の実施地域		
	（6）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は当該障害の種類		
	（7）虐待の防止のための措置に関する以下の事項等 ア 虐待の防止に関する担当者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること		
	（8）その他運営に関する重要事項		
16 勤務体制の確保等	（1）事業者は、障害児等に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 また、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	厚労令29第20条第1項 障発0330第23通知第二の22（16）①	
	（2）事業者は、事業所ごとに、当該事業所の相談支援専門員にサービスの業務を担当させているか。 （ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。）	厚労令29第20条第2項 障発0330第23通知第二の2（16）②	
	（3）事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	厚労令29第20条第3項 障発0330第23通知第二の2（16）③	
	（4）事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	厚労令29第20条第4項 障発0330第23通知第二の2（16）④	

17 業務継続計画の策定等	(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	厚労令29第20条の2第1項 障発0330第23通知第二の2 (17) ①、 ②	
	(2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に（年1回以上）実施しているか。	厚労令29第20条の2第2項 障発0330第23通知第二の2 (17) ③、 ④	
	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	厚労令29第20条の2第3項 障発0330第23通知第二の2 (17)	
18 設備および備品等	事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備および備品等を備えているか。 （なお、貸与を受けているものでも差し支えない。）	厚労令29第21条 障発0330第23通知第二の2 (18)	
	(1) 専用の事務室または明確に特定されている区画があるか。		
	(2) 利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。		
	(3) 必要な設備・備品等を確保しているか。（ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備および備品等を使用することは差し支えない。）		
19 衛生管理等	(1) 事業者は、従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。	厚労令29第22条第1項 障発0330第23通知第二の2 (19) ①	
	(2) 事業者は、事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。	厚労令29第22条第2項 障発0330第23通知第二の2 (19) ①	
	(3) 事業者は、当該事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、以下の措置を講じているか。		
	ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができる）を定期的（おおむね6月に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しているか。	厚労令29第22条第3項第1号 障発0330第23通知第二の2 (19) ②	
	イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。	厚労令29第22条第3項第2号 障発0330第23通知第二の2 (19) ②	
	ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に（年1回以上）に実施しているか。	厚労令29第22条第3項第3号 障発0330第23通知第二の2 (19) ②	

20 掲示等	<p>(1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・障害児相談支援の実施状況 ・相談支援専門員の有する資格、経験年数および勤務の体制 ・その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <p>なお、体制整備加算を算定する場合、各加算の要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示しているか。</p>	厚労令29第23条第1項 障発0330第23通知第二の2(20)①	
	<p>(2) (1)に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも利用者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。</p>	厚労令29第23条第2項 障発0330第23通知第二の2(20)②	
	<p>(3) 事業者は、(1)に規定する重要事項の公表（ホームページによる掲載等）に努めているか。なお、体制整備加算に関する事項については、(1)による事業所内の掲示だけではなく、公表をしているか。</p>	厚労令29第23条第3項 障発0330第23通知第二の2(20)③	
21 秘密保持等	<p>(1) 事業所の従業者および管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の秘密を漏らしていないか。</p>	厚労令29第24条第1項 障発0330第23通知第二の2(21)①	
	<p>(2) 事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た利用者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	厚労令29第24条第2項 障発0330第23通知第二の2(21)②	
	<p>(3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児またはその家族の同意を得ているか。</p>	厚労令29第24条第3項 障発0330第23通知第二の2(21)③	
22 広告	<p>事業者は、広告をする場合、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはいないか。</p>	厚労令29第25条	
23 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止	<p>(1) 事業者および事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成または変更に関し、当該事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p>	厚労令29第26条第1項 障発0330第23通知第二の2(22)①	
	<p>(2) 事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成または変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p>	厚労令29第26条第2項 障発0330第23通知第二の2(22)②	
	<p>(3) 事業者およびその従業者は、障害児支援利用計画の作成または変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	厚労令29第26条第3項 障発0330第23通知第二の2(22)③	

24 苦情解決	(1) 事業者は、提供したサービスまたは計画に位置付けた福祉サービス等についての利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (なお、当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制および手順等を重要事項を記した文書等にして障害児またはその家族に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。)	厚労令29第27条第1項 障発0330第23通知第二の2(23)①	
	(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	厚労令29第27条第2項 障発0330第23通知第二の2(23)②	
	(3) 事業者は、提供したサービスに関し、児福法第24条の34第1項の規定により区長が行う報告、帳簿書類その他の物件の提出、提示命令または当該職員からの質問、事業所の設備・帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および障害児またはその家族からの苦情に関して区長が行う調査に協力するとともに、区長から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令29第27条第3項 障発0330第23通知第二の2(23)③	
	(4) 事業者は、提供したサービスに関し、児福法第57条の3の2第1項の規定により区が行う報告、文書その他の物件の提出、提示の命令または当該職員からの質問、事業所の設備・帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および障害児またはその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令29第27条第4項 障発0330第23通知第二の2(23)③	
	(5) 事業者は、提供したサービスに関し、児福法第57条の3の3第4項の規定により都知事が行う報告もしくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、および障害児またはその家族からの苦情に関して都知事が行う調査に協力するとともに、都知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令29第27条第5項 障発0330第23通知第二の2(23)③	
	(6) 事業者は、都知事、区または区長から求めがあった場合、(3)から(5)までの改善の内容を都知事または区長に報告しているか。	厚労令29第27条第6項 障発0330第23通知第二の2(23)③	
	(7) 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。	厚労令29第27条第7項 障発0330第23通知第二の2(23)④	
25 事故発生時の対応	(1) 事業者は、障害児等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都、区、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	厚労令29第28条第1項 障発0330第23通知第二の2(24)①、 ③	
	(2) 事業者は、(1)の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。	厚労令29第28条第2項 障発0330第23通知第二の2(24)	
	(3) 事業者は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。	厚労令29第28条第3項 障発0330第23通知第二の2(24)	
	また、以下の点に留意しているか。 ア 利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法を予め定めておくこと。		
	イ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。		
	ウ 事故が発生した際は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。		

2 6 虐待の防止	(1) 事業者は、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）（虐待防止委員会）を定期的（年1回以上）に開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。	厚労令29第28条の2第1号 障発0330第23通知第二の2(25)①	
	(2) 事業者は、事業所の従業員に対し、留意した虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施しているか。	厚労令29第28条の2第2号 障発0330第23通知第二の2(25)③	
	(3) 事業者は、(1)および(2)に掲げる措置を適切に実施するための虐待防止担当者を置いているか。また、虐待防止担当者には相談支援専門員を配置しているか。	厚労令29第28条の2第3号 障発0330第23通知第二の2(25)④	
2 7 会計の区分	事業者は、事業所ごとに経理を区分し、事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令29第29条 障発0330第23通知第二の2(26)	
2 8 記録の整備	(1) 事業者は、従業員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。	厚労令29第30条第1項 障発0330第23通知第二の2(27)	
	(2) 事業者は、障害児等に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、当該サービスを提供した日（その完結の日）から少なくとも5年間保存しているか。	厚労令29第30条第2項 障発0330第23通知第二の2(27)	
	ア 11の(3)のアに規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録		
	イ 個々の障害児ごとに以下の事項を記載した相談支援台帳		
	(ア) 障害児支援利用計画案および障害児支援利用計画		
	(イ) アセスメントの記録		
	(ウ) サービス担当者会議等の記録		
	(エ) モニタリング結果の記録		
	ウ 13に規定する区への通知に係る記録		
	エ 24の(2)に規定する苦情の内容等に係る記録		
オ 25の(2)に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録			
2 9 電磁的記録等	(1) 事業者およびその従業員は、作成、保存その他これらに類するものうち、厚労令29の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるもの（(2)に規定するものを除く）について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行う場合、法令等に定める方法により行っているか。	厚労令29第31条第1項 障発0330第23通知第三の(1)	
	(2) 事業者等は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（交付等）のうち、書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについて、書面に代えて、電磁的方法により行う場合、相手方の承諾を得て、相手方が障害児または当該対象保護者である場合には、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	厚労令29第31条第2項 障発0330第23通知第三の(2)	

第4 届出等			
1 変更の届出	<p>(1) 事業者は、児福法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項（児福法施行規則第25条の26の6第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するもの）、第5号～第7号）に変更があったときは、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。 （ただし、児福法施行規則第25条の26の6第1項第4号に掲げる事項を記載した申請書または書類（登記事項証明書を除く。）については、区長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。）</p>	<p>児福法第24条の32第1項 児福法施行規則第25条の26の6第1項、第25条の26の7第1項</p>	
	※事業者が変更の届出を要する事項		
	ア 事業所の名称および所在地		
	イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名		
	ウ 申請者の登記事項証明書または条例等		
	エ 事業所の平面図		
	オ 事業所の管理者および相談支援専門員の氏名、生年月日、住所および経歴		
	カ 運営規程		
	(2) 事業者は、休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日を区長に届け出ているか。	<p>児福法第24条の32第1項 児福法施行規則第25条の26の7第2項</p>	
	(3) 事業者は、当該事業を廃止または休止しようとするときは、廃止または休止の日の1月前までに、児福法施行規則第25条の26の7第3項に定める事項を区長に届け出ているか。	<p>児福法第24条の32第2項 児福法施行規則第25条の26の7第3項</p>	
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 事業者は、障害児の人格を尊重し、児福法または児福法に基づく命令を遵守し、障害児およびその保護者のため忠実に職務を遂行するために、業務管理体制を以下の区分に応じ、整備しているか。</p>	<p>児福法第24条の30第3項、第24条の38第1項 児福法施行規則第25条の26の8</p>	
	ア 指定を受けている事業所の数が1～20の事業者		
	(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）を選任しているか。		
	イ 指定を受けている事業所の数が20～100の事業者		
	(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。		
	(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。		
	ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者		
	(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。		
	(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。		
	(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。		
	(2) 事業者は、業務管理体制の整備について、遅滞なく、以下の事項を記載した届出書を、児福法第24条の38第2項各号に掲げる区分に応じて、こども家庭庁長官等に届け出ているか。	<p>児福法第24条の38第2項 児福法施行規則第25条の26の9第1項</p>	
	ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名		
	イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日		
	ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の事業者に限る。）		
	エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の事業者に限る。）		
	(3) 届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項についてこども家庭庁長官等に届出ているか。	<p>児福法第24条の38第3項 児福法施行規則第25条の26の9第2項</p>	

第5 障害児相談支援給付費の算定および取扱い			
1 基本事項	(1) サービスに要する費用の額は、平24厚労告126の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	児福法第24条の26第21項 平24厚労告126の一	
	(2) (1)の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合、その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てて算定しているか。	平24厚労告126の二	
2 障害児相談支援費	障害児支援利用援助費は、事業者が、対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、以下の区分に応じ、それぞれ以下の方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。	平24厚労告126別表1の注1 平27厚労告181第1・2号	
(1) 障害児支援利用援助費	ア 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）については、別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして区長に届出た事業所における対象保護者の数を当該事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」）で除して得た数（以下「取扱件数」）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。また機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）までのいずれかを算定している場合、その他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定していないか。		
	イ 障害児支援利用援助費（Ⅰ） 事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		
	ウ 障害児支援利用援助費（Ⅱ） 事業所における取扱件数が40以上である場合、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		
(2) 継続障害児支援利用援助費	継続障害児支援利用援助費は、事業者が対象保護者に対して継続サービスを行った場合、以下の区分に応じ、それぞれ以下の方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。	平24厚労告126別表1の注2 平27厚労告181第1・2号	
	ア 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして区長に届出た事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。また機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定している場合は、その他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定していないか。		
	イ 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 事業所における取扱件数が40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		
	ウ 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 事業所における取扱件数が40以上である場合、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		

(3) その他	ア 事業者が、第3の11(2)のカ(第3の11(3)のウにおいて準用する場合を含む。)、ク～シまで(第3の11(3)のウにおいて準用する場合を含む。))または第3の11(3)のイに定める基準を満たさないでサービスまたは継続サービスを行った場合、所定単位数を算定していないか。	平24厚労告126別表1の注3	
	イ 事業者が、同一の月に、同一対象保護者に対して継続サービスを行った後に、サービスを行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。	平24厚労告126別表1の注4	
	ウ 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平24厚労告126別表1の注5	
	エ 指定基準第20条の2(業務継続計画の策定等)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平24厚労告126別表1の注6	
	オ 指定基準第28条の2(虐待の防止)に規定する基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平24厚労告126別表1の注7	
	カ 別に子ども家庭庁長官が定める地域(以下「特別地域」)に居住している障害児に対して、サービスを行った場合(1に定める場合を除く。))に特別地域加算として、1回につき所定単位数を算定しているか。	平24厚労告126別表1の注8	
キ 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているとして区村長に届出た事業所において、機能強化型障害児支援利用支援費(I)もしくは機能強化型障害児支援利用支援費(II)または機能強化型継続障害児支援利用支援費(I)もしくは機能強化型継続障害児支援利用支援費(II)を算定する場合、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数を算定しているか。ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該事業所、当該事業所と連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域意向支援事業者および指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、月に100回を限度とする。	平24厚労告126別表1の注9		
3 利用者負担上限額管理加算	事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表の2注 障発0330第16通知第四の4	
4 初回加算	(1) 事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する対象保護者に対して、サービスを行った場合、その他の別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表の3注1 平27厚労告181の三	
	※別に子ども家庭庁長官が定める基準 以下の基準のいずれかに適合していること。	障発0330第16通知第四の5(1)(2)	
	ア 新規に障害児支援利用計画を作成する対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合。		
	イ 障害児支援利用計画を作成する月の前6月間において、障害児通所支援または障害福祉サービスを利用していない対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合。		
	(2) 初回加算を算定する事業者において、サービス利用契約の日から障害児支援利用計画案を障害児およびその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合、契約日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児およびその家族に面接した場合(テレビ電話装置等を活用して面接可。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問・面接が必要)は、所定単位数に平24厚労告126別表の3注2に規定された単位に当該面接をした月の数(3を限度)を乗じて得た数を加算しているか。	平24厚労告126別表の3注2 平27厚労告181の三 障発0330第16通知第四の5(3)	
5 主任相談支援専門員配置加算	常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に子ども家庭庁長官が定める者(以下「主任相談支援専門員」)として区長に届出た事業所で、当該主任相談支援専門員が、従業者に対し、資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表の4注 障発0330第16通知第四の6	
	ただし、以下の加算を算定している場合、以下のその他の加算は算定しない。また、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表しているか。		
	ア 主任相談支援専門員配置加算(I)300単位/月 基幹相談支援センターの運営の委託を受けている相談支援事業所、児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される相談支援事業所または地域の相談支援の中核を担う機関として区長が認める相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施しているか。		

	イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）100単位/月 主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指事業所等の従業者に対し、資質の向上のための研修を実施しているか。		
	（2）主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定特定相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。		
6 入院時情報連携加算	障害児通所支援を利用する障害児が病院等に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第181号「厚生労働大臣が定める基準」第5号に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の必要情報を提供した場合、以下の区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ以下の単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、以下のいずれかの加算を算定している場合、当該加算以外の次に掲げる加算を算定していないか。 （1）入院時情報連携加算（Ⅰ） 300単位 （2）入院時情報連携加算（Ⅱ） 150単位	平24厚労告126別表の5注 平27厚労告181第5号 障発0330第16通知第四の7	
	※別に子ども家庭庁長官が定める基準 （1）入院時情報連携加算（Ⅰ） 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該障害児に係る必要な情報を提供していること。 （2）入院時情報連携加算（Ⅱ） （1）以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該障害児に係る必要な情報を提供していること。	平27厚労告181の三	
7 退院・退所加算	児童福祉施設もしくは障害者支援施設、または病院等に入院していた障害児等が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合、当該障害児の退院、退所等に当たり、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児およびその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、その内容を記録した場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合のみ）には、入所、入院、収容または宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。 （ただし、4の初回加算を算定する場合を除く。また、障害児支援利用計画において、記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成は不要。）	平24厚労告126別表の6注 障発0330第16通知第四の8	
8 保育・教育等移行支援加算	指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の（1）～（3）までのいずれかに該当する場合、1月につきそれぞれ（1）～（3）まで掲げる単位数のうち該当した場合のもの（（1）～（3）までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度）を合算した単位数を加算しているか。 また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ（1）から（3）までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。	平24厚労告126別表の7注 障発0330第16通知第四の9	
	（1）障害児が保育所等に通い、または通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障がい者の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 150単位	平24厚労告126別表の7注（1）	
	（2）障害児が保育所等に通い、または通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（2（1）又は（2）を算定する月を除く。） 300単位	平24厚労告126別表の7注（2）	
	（3）障害児が保育所等に通い、または通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合 300単位	平24厚労告126別表の7注（3）	

<p>9 医療・保育・教育機関等連携加算</p>	<p>福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く。）を提供する機関の職員等と面接を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか（4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。</p>	<p>平24厚労告126別表の8注 障発0330第16通知第四の10</p>	
<p>10 集中支援加算</p>	<p>(1) 指定障害児支援事業所が、次の(1)～(3)までのいずれかに該当する場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算しているか。</p> <p>ア 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は区市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（2（1）又は（2）を算定する月を除く。）</p> <p>イ サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地から意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（2（1）又は（2）を算定する月を除く。）</p> <p>ウ 福祉サービス等を提供する機関等の求めに応じ当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（2（1）もしくは（2）、6（1）または7を算定する月を除く。）</p> <p>エ 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（障害児支援利用援助費若しくは継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。）</p> <p>オ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報の提供を行った場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）</p> <p>(2) 上記1の(5)については、次の(1)または(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。</p> <p>ア 病院等及び訪問看護ステーション等</p> <p>イ 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</p>	<p>平24厚労告126別表の9注1 障発0330第16通知第四の11</p> <p>平24厚労告126別表の9注2</p>	
<p>11 サービス担当者会議実施加算</p>	<p>指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 （ただし、サービス担当者会議の結果、障害児支援利用計画を変更した場合は、2の(1)の障害児支援利用援助費を算定することとなり、当該加算は算定できない。）</p>	<p>平24厚労告126別表の10注 障発0330第16通知第四の12</p>	

<p>1 2 サービス提供時モニタリング加算</p>	<p>事業所が、障害児支援利用計画を作成した対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、および当該提供状況等を記録した場合に、当該対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (ただし、相談支援専門員1人当たりの対象保護者の数が39を超える場合、39を超える部分について算定しない。)</p>	<p>平24厚労告126別表の11注 障発0330第16通知第四の13</p>	
	<p>※モニタリング時における確認事項 (1) 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況 (2) サービス提供時の障害児の状況 (3) その他必要な事項</p>		
<p>1 3 行動障害支援体制加算</p>	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告126別表の12注 障発0330第16通知第四の14 平27厚労告181の六</p>	
	<p>※別に子ども家庭庁長官が定める基準 以下の基準のいずれにも適合していること。 (1) 事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を区へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示および公表していること。</p>		
<p>1 4 要医療児者支援体制加算</p>	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告126別表の13注 障発0330第16通知第四の15</p>	
	<p>※別に子ども家庭庁長官が定める基準 以下の基準のいずれにも適合していること。 (1) 事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を区へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示および公表していること。</p>		
<p>1 5 精神障害者支援体制加算</p>	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告126別表の14注 障発0330第16通知第四の16 平27厚労告181の八</p>	
	<p>※別に子ども家庭庁長官が定める基準 以下の基準のいずれにも適合していること。 (1) 事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を区へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示および公表していること。</p>		

<p>15の2 高次脳機能障害支援体制加算</p>	<p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所は、以下の区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準 ア 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） （1）指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る）またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（高次脳機能障害支援者養成研修修了者）を1名以上配置していること。 （2）（1）に規定する者を配置している旨を公表していること。 （3）（1）に規定する者が高次脳機能障害者に対し、現に指定計画相談支援を行っていること。（ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する事業所職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者であって満18歳に満たないものの保護者に対してサービスを行っている場合を除く） イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） アの（1）および（2）の基準に適合すること。</p>	<p>平24厚労告126別表の14の2注 障発1031001通知第四の17</p> <p>平27厚労告181の九</p>	
<p>16 ピアサポート体制加算</p>	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に子ども家庭庁長官が定める基準 以下の基準のいずれにも適合すること。 （1）地域生活支援事業として行われている研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修および専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次のアおよびイに掲げるものを事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で、0.5以上配置していること。</p> <p>ア 障害者または障害者であったと区長が認める者 イ 管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者</p> <p>（2）（1）に掲げる者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>（3）（1）に掲げる者を配置している旨を区へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表していること。</p>	<p>平24厚労告126別表の15注 障発0330第16通知第四の18 平27厚労告181の十</p>	
<p>17 地域生活支援拠点等相談強化加算</p>	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして区長に届出た事業所が、要支援児が指定短期入所を利用する場合、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供および当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成または変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に子ども家庭庁長官が定める基準 第3の15に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p>	<p>平24厚労告126別表の16注 平27厚労告181第11号 障発0330第16通知第四の19</p>	

<p>18 地域体制強化共同支援加算</p>	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして区長に届け出た事業所の相談支援専門員が、対象保護者の同意を得て、当該対象保護者に係る障害児に対して、第1の(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明および指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明および指導の内容等を報告した場合に、当該対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている事業所において、当該対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告126別表の17注 平27厚労告181第12号 障発0330第16通知第四の20</p>	
	<p>※別に子ども家庭庁長官が定める基準 第3の15に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p>		
<p>19 遠隔地訪問加算</p>	<p>計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等または福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、初回加算（注2に該当する場合に限る）、入院時情報連携加算（注のイの入院時情報連携加算（1）を算定する場合に限る。）退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算（注の（2）および（5）に限る）、医療・保育・教育機関等連携加算（注1の（1）および（2）に限る。）または集中支援加算（注1の（1）および（4）に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定階数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。ただし、初回加算については、注2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。</p>	<p>平24厚労告126別表の18注</p>	